

緊急事態宣言解除に伴う公共施設等の利用について

音威子府村長

北海道に出されていましたが緊急事態宣言が9月30日をもって解除されたことに伴い、村内公共施設の利用制限を解除いたしますのでお知らせいたします。

但し、音威子府村公民館・咲来公民館・地域交流センターにつきましては、当分の間利用時の飲食は禁止とさせていただきますのでご了承願います。

各施設をご利用いただく場合は、感染予防対策を十分図られるようお願いいたします。

尚、北海道では、令和3年10月1日（金）～10月31日（日）までの間を「新型コロナウイルス感染症 秋の再拡大防止特別対策」として下記のとおり行動要請を行っておりますのでご理解ご協力をお願いいたします

新型コロナウイルス感染症 秋の再拡大防止特別対策

◎道民の皆さんへ

【日常生活】

- ▶「三つの密（密閉・密集・密接）」、「感染リスクが高まる「5つの場面」」等の回避や「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」など、基本的な感染防止対策の徹底を

【外出・飲食】

- ▶混雑している場所や時間を避け少人数の行動を
- ▶感染が拡大している都府県への不要不急の移動は極力控えて
- ▶札幌市との不要不急の往来は控えて
- ▶感染防止対策がされていない飲食店等の利用は控えて
- ▶飲食は4人以内など少人数、短時間で、深酒をせず、大声を出さず、会話の時はマスクの着用を（「黙食」の実践）

【ワクチン接種】

- ▶発症予防・重症化予防等の効果が認められるワクチン接種について検討をお願いします

◎飲食店等への要請・協力依頼

- 感染防止対策チェックリスト項目の遵守を
- 業種別ガイドラインの遵守を
- 入店案内を原則4人以内に
- 飲食を主としている店舗等ではカラオケ設備を利用しない